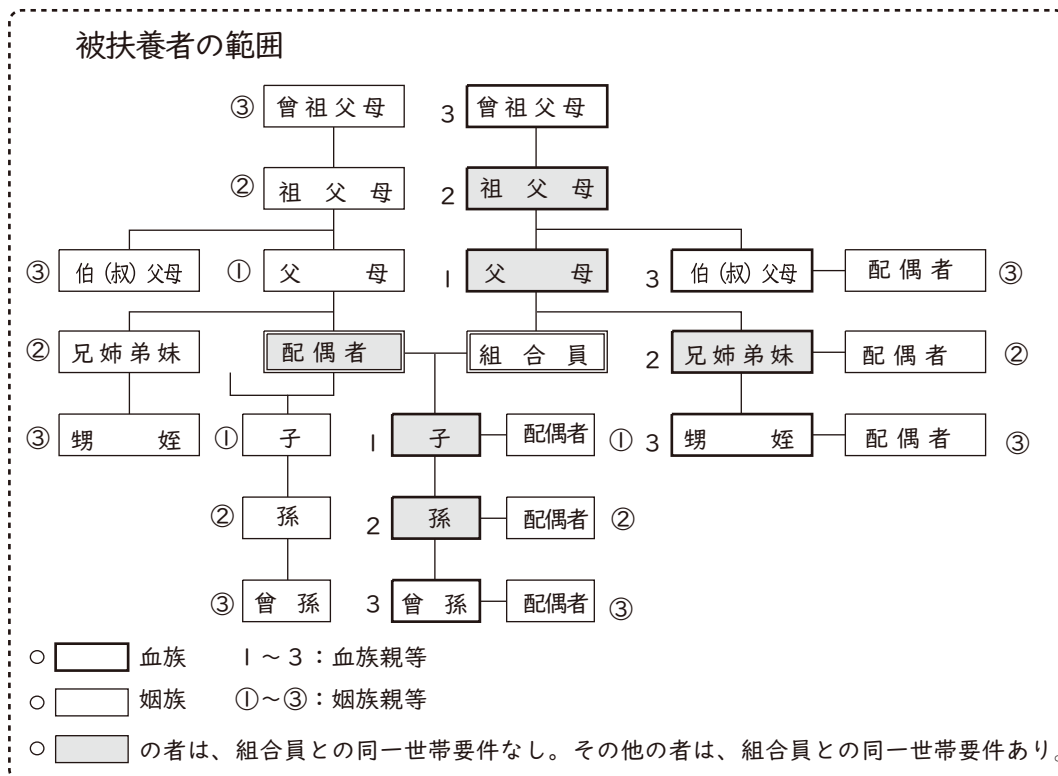


I 被扶養者の範囲

共済組合から医療給付などを受けることができる被扶養者とは、組合員の家族で、主として組合員の収入によって生計を維持し、原則として日本国内に住所を有している（日本国内に生活の基礎があると認められる）三親等内の親族です。

- (1) 組合員の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族のうち1以外の方
- (3) 組合員と事実婚にある配偶者（この者の死亡後も含む。）の父母及び子で同一世帯に属している方



2 被扶養者として認められない方

組合員の家族であっても、次に該当する場合には、被扶養者として認定されません。

- (1) その方について組合員以外の方が「扶養手当」やそれに相当する手当を地方公共団体や国から受けている場合
- (2) 共済組合の組合員、健康保険等の被保険者
- (3) 組合員が、主たる扶養者でない方
- (4) 組合員又は被扶養者が後期高齢者医療の被保険者である場合
- (5) 年額130万円（障害を支給事由とする公的年金等を受けている方、60歳以上であれば年金の有無にかかわらず年額180万円、配偶者以外で、19歳から23歳未満の方は150万円）以上の収入がある方
- (6) 日本国籍を有しない方で、「医療滞在ビザ」「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した方や日本国内に住所を有していない（住民登録がない）方。ただし、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方は、被扶養者として認められる場合があります。

※「所得」とは

所得税法上の所得をさすものではなく、年間における恒常的な収入の総額をいい、所得には勤労所得（通勤手当・その他諸手当を含む）、資産所得、事業所得、利子所得、配当金所得、公的年金、私的年金、健康保険法に基づく傷病手当金、雇用保険法に基づく失業給付金等が含まれます。また、「奨学金」は基本的には学費を支えるもので被扶養者の所得とはなりません。その目的が生活補助である場合には、所得に該当することとなります。

なお、退職手当又は不動産の売却等による一時的な所得は、恒常的所得には含みませんが、その所得から恒常的に取得できる利子は恒常的所得に含みます。

【恒常的な収入のとりえ方】

=勤労所得等=

臨時採用、パート、アルバイトの場合、雇用形態等で、その月収が 108,334 円（130 万円 ÷ 12 月）以上であることが明らかな場合は、勤務当初から被扶養者として認定されません。また、雇用主の都合等により、月々の収入に変動がある場合は、3 か月連続して月収 108,334 円以上の場合も同様です（60 歳以上は月収 15 万円、19 歳～23 歳未満は月収 12 万 5 千円）。

なお、雇用期間が3か月以下の期間であることが当初から明らかな臨時採用、パート、アルバイトは、その月収が 108,334 円以上であっても、130 万円以上になるまでの間は被扶養者として認定されます。ただし、複数の所で働き、期間を空けることなく連続して働くと3か月以下の雇用でも通常の取り扱いと同様になります。

雇用保険法に基づく失業給付金の場合、基本手当の日額が3,612 円（130 万円 ÷ 360 日）以上の場合は、基本手当の給付日数にかかわらず、被扶養者として認定されません。また、公的年金受給者の場合は、公的年金額を日額に算出した額と失業給付金の基本手当の日額を合わせて 5,000 円が基準になります。

=事業所得=

前年分の確定申告及び収支内訳書の写しを参照し、総収入額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認める経費を控除して算出します。

=年金の所得=

年間における年金の総支給額で、年金等には国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、農業者年金、私的年金、企業年金等が含まれます。

なお、遺族年金、障害年金、扶助料については、所得税法上は非課税とされていますが、これらも所得に含まれます。

3 夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定

- (1) 原則として年間収入の多い方の被扶養者とします。
- (2) 年間収入が同程度（1 割以内）のときは、届出により主として生計を維持する方の被扶養者とします。
- (3) 共済組合の組合員で扶養手当が支給されている場合は、受給している方の被扶養者とします。

※(1)とありますが、主として生計を維持する者が育児休業などを取得することで、収入逆転や扶養手当の付替えがあったとしても、例外的に被扶養者の異動は必ずしもする必要はありません。

4 別居している場合の被扶養者の認定

別居している者を被扶養者として認定する場合、認定を受けようとする者の収入額（認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金額等による収入の合計額をいう。）に占める組合員の送金額の割合が、3 分の 1 以上であること。この送金額は、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が対象になります。

なお、組合員が当該組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていること。

5 被扶養者の認定・取消書類

被扶養者の 認定	提出書類	被扶養者申告書★
	添付書類	要件を確認できる書類等（公立学校共済組合宮城支部ホームページで確認してください。）
被扶養者の 取消	提出書類	被扶養者申告書★
	添付書類	要件を確認できる書類等

※被扶養者の認定を受けるには、組合員が被扶養者申告書を共済組合へ届出ることが必要です。被扶養者としての要件が生じた日から 30 日以内に所属所に届出をすれば、要件の生じた日から認定されますが、30 日を超えたときは、届出のあった日（所属所長が「被扶養者申告書」を受理した日）から認定されることとなりますので御注意願います。

6 国民年金第3号被保険者資格取得

組合員が20歳以上60歳未満の配偶者を扶養することとなった場合、配偶者は「国民年金第3号被保険者」に該当することになります。

ただし、組合員が65歳以上の場合は、配偶者が20歳以上60歳未満であっても、「国民年金第1号被保険者」に該当することになります。

7 被扶養者の検認（資格確認）

年1回、被扶養者の認定要件についての検認を行います。

被扶養者の認定取消は、取消の事実が発生した日に遡ります。取消日以降に受診した医療費は、返還することになります。また、検認を受けない被扶養者の資格は取消となります。

被扶養者の資格要件

- ・組合員の三親等内の親族であること
- ・主として組合員の収入によって生計を維持していること
- ・一定の収入限度内の所得であること

次の場合には、認定取消となりますので、収入の増加等が見込まれる場合は、御注意ください。

パート・アルバイト収入がある	収入が年額130万円以上または月額108,334円（通勤手当含む）以上の場合 また、賃金の支給形態が日給、時給の場合は3か月連続して月額108,334円（通勤手当含む）以上ある場合（60歳以上は年額180万円、月額15万円、配偶者以外の19歳～23歳未満は年額150万円、月額12万5千円に読み替える） ※「年額」の判定は暦年や年度ではありません。 「前年の3月から今年の2月まで」「前年の10月から今年の9月まで」のように、どの12か月累計が認定基準年額を超えても、超えた月の給与支給日翌日で認定取消となります。月々に収入を得ている被扶養者は、毎月、当月から過去12か月分の収入合計が認定基準年額以内であるか確認が必要です。
障害年金受給権を有している (支給停止になっている者も含む)	障害年金受給者は、年額180万円以上の収入（年金以外の収入含む）または、年金の月額と、その他の収入月額を併せて3か月連続して月額15万円以上である場合
雇用保険を受給している	雇用保険の基本手当の日額が3,612円以上の場合 (60歳以上は日額5,000円以上、配偶者以外の19歳～23歳未満は4,167円以上)
傷病手当金を受給している	基準日額以上の場合、保険者ごとに日額の算出方法が異なるので実際に支給された明細を基に計算する (公立学校共済組合の傷病手当金は、4,925円が基準日額となる)
就職等	他の健康保険（全国健康保険協会等）の資格を取得した場合
組合員と別居している	仕送り額が被扶養者の全収入の1/3を下回った場合、または、仕送りをしなくなった場合（対象：父母、孫、祖父母、兄弟姉妹） 配偶者・子については、仕送り額に基準はなく、社会通念上生計維持ができる程度の仕送りが必要
同居が認定要件の方	別居した場合
事業・不動産所得のある方	確定申告で認定基準年額を超えた場合
共同扶養者がいる方	配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えた場合

※収入要件の変更 ⇒ 60歳以上であれば年金の有無に関わらず「年額180万円」となる。（令和5年4月1日施行）配偶者以外の19歳から23歳未満は「年額150万円」となる。（令和7年10月1日施行）年齢はその年の12月31日時点で判断する。令和8年11月に19歳になる場合、令和8年（暦年）における年間収入要件は150万円となる。